

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

青森県（以下「甲」という）と公益社団法人青森県栄養士会（以下「乙」という）とは、災害時における栄養・食生活支援活動に係る協力（以下「協力」という）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び青森県地域防災計画に基づき、甲が行う栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害時における栄養・食生活支援とは、被災者及び要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の栄養状態や慢性疾患の悪化等を防ぐために、管理栄養士・栄養士が組織的に支援を展開することで、支援対象者の栄養改善を支援する活動の全てをいう。

2 災害時における栄養・食生活支援活動とは、前項の支援及び当該被災地支援に係る本部運営、情報収集、人材の派遣等の調整業務をいう。

3 特殊栄養食品ステーションとは、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する特別な食品を提供する拠点をいう。

（災害時における栄養・食生活支援チームの派遣）

第3条 甲は、基本法、救助法及び青森県地域防災計画に基づき、次の場合必要に応じて乙に対し災害時における栄養・食生活支援チームの編成及び派遣を要請するものとする。

（1）県内で発生した災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市町村における対応が困難であると判断される場合

（2）県外で災害が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があった場合

（3）その他知事が必要と認めた場合

2 前項の要請は、原則として救助法が適用される災害について行うものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害時における栄養・食生活支援チームを編成し、派遣するものとする。

（災害時における栄養・食生活支援活動計画の策定等）

第4条 乙は、災害時における栄養・食生活支援チームによる支援活動の円滑な実施を図るため、災害時における栄養・食生活支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害時における栄養・食生活支援活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）災害時における栄養・食生活支援チームの編成

（2）災害時における栄養・食生活支援チームの支援活動計画

- (3) 日本栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）等の関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 特殊栄養食品ステーションの設置・運営
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、災害時における栄養・食生活支援活動計画を変更したときは、速やかに変更後の災害時における栄養・食生活支援活動計画を甲に提出するものとする。

（災害時における栄養・食生活支援チームの業務）

第5条 災害時における栄養・食生活支援チームは、甲が指定する場所において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難所等の栄養管理・衛生管理
- (2) 避難所等における疾病・身体状況や食事等に関する情報収集、巡回栄養相談
- (3) 支援対象者に対する栄養・食事指導
- (4) 特殊栄養食品ステーションの設置・運営
- (5) 避難所や被災者の栄養状態調査、栄養管理
- (6) その他甲が必要と認める活動

（災害時における栄養・食生活支援チームに対する指揮）

第6条 甲は、災害時における栄養・食生活支援チームによる栄養・食生活支援活動の総合調整を図ることとし、乙が派遣する災害時における栄養・食生活支援チームに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（特殊栄養食品ステーションで提供する食品の供給）

第7条 乙が派遣する栄養・食生活支援チームが特殊栄養食品ステーションにおいて要配慮者に提供する食品は、当該栄養・食生活支援チームが携行することとし、甲は、その供給について必要な協力を行うものとする。

2 特殊栄養食品ステーションにおいて要配慮者に提供する食品については、乙は栄養・食生活支援チームが第5条の業務を行う前に、甲と調整を行うものとする。

（災害時における栄養・食生活支援チームの輸送）

第8条 災害時における栄養・食生活支援チームの輸送手段は、乙が確保することとし、甲は、災害時における栄養・食生活支援チームの輸送について必要な協力を行うものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害時における栄養・食生活支援チームが第5条に掲げる業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害時における栄養・食生活支援チームの派遣に要する経費
- (2) 災害時における栄養・食生活支援チームが設置した特殊栄養食品ステーションで食品を提

供した場合の実費

(3) 災害時における栄養・食生活支援チーム員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については別に定める。

3 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した当該災害時における栄養・食生活支援チームの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(市町村との調整)

第10条 甲は、基本法、救助法及び青森県地域防災計画に基づき市町村が行う災害時における栄養・食生活支援活動が、本協定に準じ、乙の協力を得て円滑に実施されるよう、乙及び市町村と必要な調整に努めるものとする。

(災害時における栄養・食生活支援チームの他県からの受入れ)

第11条 甲は、他都道府県に災害時における栄養・食生活支援チームの派遣を要請したときは、乙に対して速やかにその旨を伝え、乙は他都道府県からの災害時における栄養・食生活支援チームの受入れの調整を行うものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な連絡及び調整を行い、平常時から連絡体制の強化に努めるものとする。

(細則)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 青森市長島1丁目1-1
青森県知事 宮下宗一郎

乙 青森市長島2丁目18-8
公益社団法人青森県栄養士会
会長 齋藤長徳